

# 目 次

はじめに

## 1 消防法について

(1) 協議会について

(2) 傷病者の搬送及び受入れの実施基準について

## 2 傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定について

### 第1号（分類基準）

傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

### 第2号（医療機関リスト）

分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

### 第3号（確認基準）

消防機関が傷病者の心身等の状況を確認するための基準

### 第4号（選定基準）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

### 第5号（伝達基準）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

### 第6号（合意形成基準、確保基準）

傷病者の受入に関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準、その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

### 第7号（その他基準）

傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

（号数は消防法第35条の5第2項各号を指す。）

## 3 傷病者の搬送及び受入れに関する調査・分析について

## 4 都道府県間の調整について